

4

もし被災したら…



1 地震について学ぼう

2 地震に備えよう

3 地域の取組みを知ろう

4 もし被災したら…

5 非常時はここを確認！

4-1 被災後の避難所生活

「もし」は今来るかも…

避難所での過ごし方

避難所では不特定多数の避難者が共同で生活します。多くの人と過ごすことで災害情報の入手が容易となったり不安がまぎれたりといった利点もありますが、宿泊施設とは異なり快適な生活を送れるわけではありません。避難者はお客様ではないため、ルールを守り助け合って避難生活を送りましょう。また、避難所では配慮が必要な方も生活されます。



在宅避難

避難と聞くと、小中学校等の避難所に行かなければならないと思ってしまいますが、そうではありません。自宅の被害が少なく、被災後も継続して生活できるならば自宅で避難生活を送る「在宅避難」が可能です。

そのほか、自宅でなくとも親戚や友人宅に避難する「縁故避難」も方法の一つです。



4-2 被災後の支援

り災証明書

被災した住家などの被害状況を公的に証明するものです。義援金の支給や住宅の応急修理などの被災者支援の手続きに、り災証明書が必要になります。



墨田区
り災証明書

災害廃棄物

災害によって発生する廃棄物のことです。倒壊家屋のがれきや避難所のごみ、し尿や片付けごみなどがあります。災害時には墨田区が収集計画を立てて区内を巡回します。



墨田区
災害時のごみの排出

被災者支援

経済生活面の支援や住まいの確保など様々な制度があります。ここでは一例を紹介します。

◆ 親や子どもが死亡した、負傷や疾病による障害が出た、住家が被害を受けた

▶ 災害弔慰金や災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付があります。

◆ 税金や保険料の軽減がしたい

▶ 地方税の特別措置や国民年金保険料の免除等があります。

◆ 応急的に住宅を修理したい

▶ 住宅の応急修理について、り災証明の区分により助成金等が活用できます。

◆ 中小企業事業の再建資金が必要

▶ 無担保・無保証人での融資や信用保証があります。



墨田区
災害援護制度

問合せ先

P37 「5-2 各種の連絡先」を参照

様々な災害に
対応した
制度があるんだね。
確認しよう！



すみ だ・ぼうさいコラム

コラム 8

墨田区災害復興支援組織

災害時の復興体制の一環として、「墨田区災害復興支援組織」を設立しています。

本組織は、事前に区に登録した法律や建築、商工業、福祉など、国家資格又はこれに準じる公的な資格を持った様々な専門家が参加して、平常時から区民の暮らしの復興のための事前準備を行うとともに、防災対策を推進しています。



復興調査